

令和5年度 静岡県本人確認情報保護審議会会議録

日 時 令和5年12月11日(月)

午後2時00分～3時00分

場 所 県庁別館2階 第3会議室B

◆ 出席者

審議会委員

大木 哲史 静岡大学情報学部准教授

大竹 祥泰 静岡市葵区役所参与兼戸籍住民課長

岡村 真央 弁護士

下位 桂子 NPO 法人静岡県男女共同参画センター交流会議代表理事

高橋 正人 静岡大学人文社会科学部教授

(敬称略、五十音順)

事務局

山岸地域振興局長、坂本市町行財政課長、山脇課長代理  
市町行財政課 朝比奈班長、山崎主任、清水主事

◆ 議事

審議事項

- ・静岡県本人確認情報保護審議会条例及び静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正について

報告事項

- ・住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について
- ・住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報保護評価書(全項目評価書)について
- ・社会保障・税番号(マイナンバー)制度の運用状況について

◆ 配布資料

次第、静岡県本人確認情報保護審議会委員名簿、会場配置図

審議事項 静岡県本人確認情報保護審議会条例及び静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正について

報告事項 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について

報告事項 住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報保護評価書(全項目評価書)について

報告事項 社会保障・税番号(マイナンバー)制度の運用状況について

参考資料1 住民基本台帳法(抜粋)

参考資料2 静岡県本人確認情報保護審議会条例

参考資料3 本人確認情報の保護に関する審議会の権限等について

参考資料4 住民基本台帳法 新旧対照表(抄)

発言者	発言要旨
<p>【開会】 ○坂本課長</p> <p>【挨拶】 ○山岸局長</p>	<p>ただいまから静岡県本人確認情報保護審議会を開催いたします。本日の司会を務めます、市町行財政課長の坂本でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>開会に当たりまして、山岸地域振興局長から挨拶申し上げます。</p> <p>経営管理部地域振興局長の山岸でございます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、静岡県本人確認情報保護審議会に御出席をいただきましてありがとうございます。開会にあたりまして一言御挨拶申し上げます。</p> <p>住民基本台帳ネットワークは平成14年の8月に稼働して以来これまで20年以上に渡って安定した運用を続けておりまして、国の行政機関等への本人確認情報の提供、また、県におきましては、住基法や県条例で定めた事務におきまして、本人確認情報の利用を行っております。</p> <p>このマイナンバーカード、またカードのICチップに格納した公的個人認証というのは住民票を基礎とした制度となっております。国外転出した場合は、この住民票が削除されます。国外転出された方々はマイナンバーカードが利用できなくなってしまうという状況がございました。</p> <p>国外転出した場合でも、このマイナンバーカード等を使用できるようにするため、国外転出後も残る戸籍の附票を基礎として制度を運用することとなります。</p> <p>この戸籍の附票を個人認証の基礎として活用する制度の運用が来年5月までにスタートすることとなっております。</p> <p>本日はこの制度に関連した住民基本台帳法の改正によりまして、本県の本人確認情報の保護、また利用提供に関連する2つの条例改正を行うことについて、知事からの諮問に対し、審議会の御意見をいただくこととしておりますので、御審議のほどよろしくお願いたします。</p> <p>その後、本県における住基ネットの運用状況、特定個人情報保護評価書、またデジタル化の推進に向けたマイナンバー制度の運用状況に関する最新の動向等について御報告をさせていただきます。</p> <p>最後になりますが、マイナンバー制度の導入以降、地方公共団</p>

<p>○坂本課長</p>	<p>体における情報セキュリティ対策につきましては、その強靱化が求められております。県では今後とも、マイナンバーを含む本人確認情報の取扱いに万全を期してまいりますので、委員の皆様方におかれましては、引き続きお力添えをいただきますよう、よろしくお願いたします。</p>
<p>○坂本課長</p>	<p>それではここから会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
<p>【議事】</p>	<p>ではこれより議事に入ります。</p>
<p>○岡村会長</p>	<p>本日傍聴希望の方はおりませんが、この会議及びこの会議録につきましては原則公開することとしております。</p> <p>ただし本人確認情報及び本人確認情報の電子計算機処理については、情報が公になった場合、システムに対して不正行為を働こうとしているものに対して有利な情報になることがあるため、職員に対して秘密保持義務が課せられています。</p> <p>委員からの質問に対し、事務局から秘密保持義務に抵触するおそれのある内容を、説明しなければならない場合が予想されます。</p> <p>本審議会は原則公開としていますが、秘密を保持する必要がある場合には、事務局から審議会に対し、会議を一時的に非公開とするよう提案し、その際には、公開非公開を決定することとします。</p> <p>それでは議事(1)の審議事項、静岡県本人確認情報保護審議会条例及び静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正について、事務局から御説明をお願いします。</p>
<p>【審議事項】</p>	<p>それでは、私の方から、今回の審議事項について説明をさせていただきます。</p>
<p>○事務局</p>	<p>始めに審議事項の資料2ページを御覧ください。</p> <p>今回御審議いただきたい事項につきましては、静岡県本人確認情報保護審議会条例と静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例についての一部改正についてでございます。</p> <p>まず、この改正の経緯となった法改正について説明をさせていただきます。</p> <p>資料3ページを御覧ください。</p> <p>令和元年5月31日にデジタル手続法が公布され、その中で住民</p>

基本台帳法などが改正をされました。

この改正の背景といたしましては、この資料3ページの下段になります。

近年、国外に長期滞在する国民が増加しているということやデジタル化が進んでいるということで、その国外転出者のインターネット上での本人確認を行うニーズが高まると考えられております。

ただ国外転出者につきましては、現在だと国外でマイナンバーカードや公的個人認証が利用できないような状況になっております。

マイナンバーカードなどにつきましては、住民票を基礎とした制度となっており、国外転出すると、住民票が消除されることとなっております。

住民票が消除されることによって、マイナンバーカードなどが利用できなくなるというような状況です。

このような状況を解消すべく、今後は、国外転出しても利用可能な戸籍の附票を個人認証の基盤として活用し、国外転出者も、マイナンバーカードや公的個人認証を利用できるようにするための改正が行われました。

住民基本台帳法については、一部改正されることとなります。

まず戸籍の附票の記載事項の追加ですが、資料4ページを御覧ください。

現在の住基法で定められているものは、上段にありまして、戸籍の表示、氏名、住所、住所を定めた年月日、出生年月日、男女の区別が記載されているところです。

今後は、この住所の箇所、国外転出者の場合は国外転出者である旨が記載されます。

住所を定めた年月日の箇所につきましては、国外転出した場合、国外転出届に記載された転出予定年月日が記載される予定となっております。

それに加え、⑦にあります住民票コードが追加されます。国外転出者につきましては、転出前の住民票に記載された住民票コードが記載されることとなります。

このうちの氏名、住所、生年月日、男女の別、住民票コード、これらの変更情報を附票本人確認情報として保有することとなります。

4ページの下段ですが、附票本人確認情報というのは、本人確認情報と同様に市町村から住基ネット回線を利用して、附票都道府県サーバに通知をされることとなります。

都道府県サーバに通知された附票本人確認情報につきましては、

本人確認情報と同様、J-LIS のもつ全国サーバーに通知されることとなります。

図で示したとおり附票全国サーバと附票都道府県サーバというものが、住基ネット回線を利用した形で新たに構築されます。

以上が法改正で、今回審議事項に関係がある事項を説明させていただきました。

資料2 ページにお戻りください。

これらの法改正に伴いまして、本県の条例についても改正が必要になってきます。

まず3 (1) ですが、静岡県本人確認情報保護審議会条例についてです。

本人確認情報保護審議会につきましては、その設置については、住民基本台帳法に定められており、組織や運営に関して必要な事項については、条例で定めております。

今回の法改正により、附票本人確認情報を保有することとなります。

住基法で定められている事務に係る本人確認事務に利用することができるようになってきます。

これに伴いまして、本人確認情報と同様に附票本人確認情報の保護に関する措置が必要となってきます。

住基法の方では、附票本人確認情報の保護措置の扱いにつきまして、本人確認情報保護審議会の規定を準用するような形で改正をされます。

したがってそれに伴いまして、本県の条例についても、住基法で準用により読み替えられる附票本人確認情報についても、本審議会に対応できるような、改正が必要となってきます。

具体的には資料6 ページになりますが、新旧対照表つけさせていただきます。

上段の部分ですが、まず条例の名称を現在は静岡県本人確認情報保護審議会条例となっておりますが、附票本人確認情報についても対応することとなりますので、静岡県本人確認情報等保護審議会条例という形で、名称を変更したいと考えております。

2 ページにお戻りください。

次に3 (2) ですが、静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例についてです。

本人確認情報については住民基本台帳法や当該条例に定められた事務で利用や提供が認められています。

附票本人確認情報につきましては、今回の住民基本台帳法の改正

により、住民基本台帳法に定められた事務については、本人確認情報と同様の事務についての利用及び提供が可能となっていきます。

しかし条例で定められている事務については、条例改正により、事務の追加が必要になります。

今回この改正を受けまして、附票本人確認情報の利用につきまして、条例の事務の追加を検討しました。

具体的には5ページを御覧ください。

附票本人確認情報につきましては、国外転出者のみが対象となっております。

2の附票本人確認情報の項目にある情報のみが確認できることとなっております。

したがって、国外転出した後の国外での現住所というところまで追うことはできません。

これらの情報に加えまして、あと他に何が確認できるかといいますと、その生存状況であったり、あとは氏名の変更の状況などが確認できるようになります。

そのような状況の中で、庁内の各所属に附票本人確認情報を活用する見込みがあるか調査を行いました。

結果がページの一番下にある参考のところになっております。

複数所属から活用の可能性について回答がありまして、代表的なものを申し上げますと、資金を貸し付けるようなもので、本人や連帯保証人が国外転出した場合に、その生存状況を確認することに使えるのではないかという回答がありました。

ただし現時点におきまして、こちらの附票本人確認情報を活用するような状況になった事例はないということでした。

したがって、緊急に事務の追加の必要性はないと考えております。

また、他県の状況について確認しましたが、対応にばらつきがあることがわかりました。

このような状況の中で、附票本人確認情報の事務について、条例への追加は見送ることとしたいと考えております。

今後の全国の状況などを確認しまして、条例への事務の追加を検討していきたいと考えております。

2ページにお戻りください。

事務の追加を見送りたいと考えておりますが、その他に必要な改正があると考えております。

当該条例の中での本人確認情報の利用や提供についての状況を公表することが定められております。



○事務局	<p>今回の法改正の施行日が来年の5月までにというところになりますので、その法改正がなされた後に条例が施行されるよう調整を行っております。</p>
○岡村会長	<p>大竹委員はいかがでしょうか。</p>
○大竹委員	<p>条例の改正は必要だと考えています。 今、2つの県条例の上位にある住民基本台帳法が改正されたということですから、それに合わせて相対的に条例の方も同様に改正していかないと、整合性が取れなくなってしまいますので、どうしてもこれは必要な改正だと思います。</p>
○岡村会長	<p>大木委員はいかがでしょうか。</p>
○大木委員	<p>改正が必要だということには同意するところです。提供に関する調査の部分ですが、デジタル手続法の改正の背景で国外転出者がマイナンバーカードなどが利用できない状況があるということと附票本人確認情報で生存状況の確認が可能という話がありました。生存状況を確認したいというのは行政側のニーズかと思います。ただ、海外にいる人のニーズがあるのではないかと思います。 その視点でのニーズを何か調査されたのかというところが少し気になりました。 そうすると、もし、今後改正され、海外にいる人が利用したいという声があがって、何か思わぬ事務が発生する可能性はあるのではないかと思います。</p>
○事務局	<p>確かに今回、附票本人確認情報につきましては、行政側の方の利用で必要かどうか調査をしております。 附票本人確認情報を利用して、行政手続きの簡素化という視点から必要かどうかということを確認しております。 今回の改正において、今後、マイナンバーカードが国外で使えるようになったところで、どんな事務に使えるのかというところがまだ不明確な部分もありますので、そちらは継続的に確認し、検討していきたいと考えております。</p>
○事務局	<p>補足をさせていただきます。 今回の改正ですが様々な側面がございます。まずは行政サービスを提供するときに、国外転出された方の本人確認をするときに、従</p>

	<p>前の住民票を基にしたものではなくて、附票を使った本人確認をするということで、行政サービスを提供する側として附票本人確認情報を利用します。</p> <p>現時点でその行政サービスを提供する対象者は、国内に居住されている方が対象になっているものがほとんどですので、そのような事務のためには、附票本人確認情報を使うことはないと考えています。そのような考え方で事務の追加は見送ることとしています。一方で先ほど申し上げたとおり、マイナンバーカードを発行して、そこに格納する公的個人認証は海外に行っても使う機会があるかと思えます。</p> <p>したがって、マイナンバーカードも国外転出されてカードを持った方が、その公的個人認証を使って本人確認をするという局面から言うと、今回の改正は、国外転出された方にもメリットがあると考えられます。今回の改正は様々な側面がありまして、行政サイドと国外転出された方の利便性の確保、そんな性格を帯びた改正でございます。</p>
○岡村会長	<p>イメージがつかみにくいのですが、海外におられる方が行政手続きを取りたいときに、マイナンバーカードで本人確認ができるというのは、どういったことがあるのでしょうか。</p>
○事務局	<p>国の方で想定しているものにつきましては、年金の現況届で国外に転出しても確認ができるようになることや税の関係で国外にいてもインターネット上で処理できるようになるなど、そういうところを想定はされいてるようです。具体的にはそれらが実現されるのかなどはまだ具体的に示されてはいないのですが、そういったことに使用できるのではないかと考えられているようです。</p>
○岡村会長	<p>すべての委員の皆様からの御意見をいただきまして、特に反対等の御意見もないようですので、本審議会の答申についてお諮りしたいと思えます。</p> <p>別添答申案のとおり、静岡県本人確認情報保護審議会条例及び静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例を改正することに特段の異議はないものとして知事へ答申するというところでよろしいでしょうか。</p>
○委員一同	<p>異議なし</p>

<p><b>【報告事項】</b> ○岡村会長</p>	<p>では、議事1についてはこれで終了させていただきます。次の報告事項、住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報保護評価書(全項目評価書)について、社会保障税の税番号(マイナンバー)制度の運用状況について、事務局から御説明をお願いします。</p>
<p>○事務局 (住基ネット)</p>	<p>報告事項1について御説明します。</p> <p>2ページをお開きください。</p> <p>改めて説明をさせていただきますと、住基ネットというのは、本人確認情報を全国で利用できる仕組みとして、地方自治体共同の全国統一システムを構築しているものです。</p> <p>住基法や条例で定められた行政事務の際に知事が保有するこれらの本人確認情報を利用することで、住民票の写しなどを省略することが可能となっております。</p> <p>住民の方にとって住民票の写しの提出を入手する手間や発行手数料が不要になるといったメリットがございます。</p> <p>このほかにマイナンバーの利用事務につきましては、住基ネットを利用して、マイナンバーの確認ができるようになっております。</p> <p>3ページをお開きください。</p> <p>住基ネットの構成について図を示させていただいております。</p> <p>こちらの図にあるとおり、市町村、都道府県、全国サーバで構成をされております。</p> <p>本システムの元となる情報については、市町村が調製する住民票であり、市町村においては、本人確認情報を県サーバに通知し、県サーバから全国サーバに通知し、情報が保存されるような仕組みとなっております。</p> <p>続いて4ページになりますが、こちらは先ほど審議事項で説明しましたが、今後附票本人確認情報が追加されるようになりますので、システムはこの図ようになります。</p> <p>住基ネット回線を利用して、附票都道府県サーバ、附票全国サーバが新規構築されるようになります。これによって、附票本人確認情報についても、市町村から回線を通じて、附票本人確認情報が通知されることによって、本人確認情報と同様に、都道府県についても保有をすることになっていきます。</p> <p>続いて5ページになります。</p>

こちらは本人確認情報の利用及び提供の実績となっております。

上段が令和3年度における全国の実績、下段は令和4年度の静岡県の実績となっております。

本県では、税金などの賦課徴収の業務を行う財務事務所であったり、建設業許可の業務を行う土木事務所など出先機関を含めて59所属において、行政事務に必要な本人確認情報の利用や教育委員会といった知事部局以外の組織への提供を行っております。

昨年度の実績ですが、下段の表にあるとおり、法令事務につきましては、326,868件、条例事務につきましては、4,322件となっております。

6ページを御覧ください。

本県における本人確認情報に関する保護対策といたしまして、本県の取組みについて御説明をさせていただきます。

まず職員研修として、新年度研修を例年実施しております。

今年につきましても、4月中旬に県内7会場で開催をしました。令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、全体研修につきましては、新規で住基ネットを使用する者及び各所属の業務管理者等のみに限定し、実施をしております。昨年度からの継続利用の方につきましては、各所属において業務管理者などが研修を実施することとしております。そのような形で利用者全員の研修を実施しているところです。

②になりますが、住基ネットの担当者研修会につきましては、市町の住基ネット担当者を対象としたもので、総務省や地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISと共催いたしまして、昨年は参加人数を制限して、3年ぶりに集合形式で5月に開催しました。今年度につきましては、動画視聴形式という形で行っております。

セキュリティ研修になりますが、こちらは市町の住基ネット担当者を対象に、セキュリティの基礎や情報漏えいの事例等の解説をテーマに、11月22日に開催をしております。34市町110人が参加をしました。

続いて7ページです。

県の所属を対象とした内部監査になります。県のセキュリティ要綱に基づいて、年に1回、県内の住基ネット利用所属全てを対象に監査を実施しております。

毎年設定しております重点項目事項の確認や操作履歴の確認などを行っております。これらにより、目的外検索などが行われな

<p>○事務局 (評価書)</p>	<p>いよう指導助言をしているところです。</p> <p>最後に8ページになります。</p> <p>対策の3つ目といたしまして、市町を対象に実施する自己点検がございます。こちらについては、総務省が配布する調査票に基づいて、全市町を対象に実施しているところです。</p> <p>自己点検をしていただきまして、1から3点で評価する内容となっておりますが、そこで3点に至らない項目があった場合は、状況を細かく聞き取りまして改善計画を提出のお願いしているところです。その状況につきまして総務省のヒアリングを受けた際、総務省に報告をしているところでございます。</p> <p>以上で住基ネットに関する報告事項の説明を終わります。</p> <p>引き続き、報告事項2になります。</p> <p>住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報保護評価書についてでございます。</p> <p>2ページを御覧ください。</p> <p>この特定個人情報保護評価というのは、マイナンバーを含む個人情報を保有する行政機関がリスクに対してどのような対策を行うかを宣言するものです。</p> <p>住民基本台帳ネットワークにつきましては、平成27年に作成をして公表しているところです。重要な変更があった場合は再評価を行う必要があります。</p> <p>3ページを御覧ください。</p> <p>今回の審議事項で説明をしました附票本人確認情報を住基ネットの回線上で保有することに伴いまして、重要な変更があったと判断し、再評価の実施が必要となりました。</p> <p>基本的には本人確認情報に準じまして、附票本人確認情報についても同様のセキュリティ対策を行うことを記載するような形で、評価書を修正し、再評価を行っているところです。</p> <p>評価の再実施につきましては、パブリックコメント及び第三者点検を踏まえて再評価を行い、国の個人情報保護委員会に提出し、公表することとなっております。</p> <p>県の個人情報保護審査会というものがございまして、そちらで第三者点検をお願いしており、2回行っております。</p> <p>また、パブリックコメントにつきましても、10月18日から11月17日の1か月間で意見を募集しました。</p> <p>個人情報審査会では、意見としまして、監視等の措置でセキュリティ水準の確保に努めること、職員に対する継続的な教育等を</p>
-----------------------	---

<p>○事務局 【マイナンバー】</p>	<p>実施することなどの意見が出されました。</p> <p>パブリックコメントでは、評価書自体への意見はありませんでした。</p> <p>4ページを御覧ください。</p> <p>このような形で、住基ネットの必要性に対する意見が寄せられました。</p> <p>こちらの右の欄の考え方で、評価書の公表に合わせて意見を公表する予定になっております。</p> <p>このまま問題がなければ、12月末に個人情報保護委員会にこの評価書を提出し、公表がされる予定となっております。</p> <p>以上で特定個人情報保護評価書に係る報告事項終わります。</p> <p>引き続き報告事項3になります。</p> <p>マイナンバー制度の運用状況について御報告します。</p> <p>お手元の報告事項3、社会保障税番号（マイナンバー制度）の運用状況についてを御覧ください。</p> <p>まず2ページを御覧ください。</p> <p>住基ネットとマイナンバー制度の関連性を図で示しております。マイナンバー制度は住基ネットが保有する本人確認情報以外の情報、具体的には社会保障や税、災害対策に関する情報について、マイナンバーをキーとしてやりとりをする制度です。住基ネットとマイナンバー制度が密接に関連することで、行政の効率化、国民の利便性向上を目指しております。</p> <p>続いて3ページを御覧ください。</p> <p>マイナンバーカードの概要です。マイナンバーカードの特徴として、ICチップ内の電子証明書を用いることで、オンライン上でも安全かつ確実に本人を証明することができます。</p> <p>例えばコンビニの住民票等の写しの取得であったり、健康保険証としての利用などがありますが、官民含めて、手続きのオンライン化が進んでいる中で、対面でもオンラインでも個人の証明ができるマイナンバーカードはこれからの時代、本人確認ツールとして重要性が増してくるのではないかと考えております。</p> <p>4ページを御覧ください。</p> <p>こちらのマイナンバーカードの利活用シーンについてでございます。マイナンバーカードは身分証明書以外にも様々な場面で活用できます。</p> <p>年々利活用シーンは拡大してきており、利活用シーンの拡大に合わせて、2024年秋には健康保険証と、2026年には運転免許証と</p>
--------------------------	--

の一体化が予定されております。

政府はマイナンバーカード1枚で様々なことが可能となる社会になることを目指しています。

5～8ページにはマイナンバーカードの交付状況を示しております。

まず5ページですが、直近の全国の交付率になります。10月末日時点で72.7%となっております。

続いて6ページですが、マイナンバーカードの申請・交付状況の推移となっております。マイナポイント第2弾におけるマイナンバーカードの申請期限となっていた2月末頃までは順調に申請数が伸びておりましたが、その後、4月以降はこの申請数が落ち着いたような状況となっております。

続いて7ページ目ですが、都道府県別の状況となっております。静岡県につきましては、75.4%となっております、全国平均を上回っている状況で、全国13位となっているところです。

8ページ目に県内市町の交付状況がございます。またご確認いただければと思います。

9ページ目ですが、マイナンバー制度における情報連携の概要となっております。

情報連携というのは、行政機関の間において、専用のネットワークシステムを用いて、行政手続きに必要な情報をやりとりすることです。

この情報連携を活用することで、行政の提出書類が省略できることになり、行政のサービス向上に繋がっているところです。

10ページ目にその仕組みを表した図が記載されております。

情報連携の流れですが、まず左下の点線枠内にあります住基ネットが保有する認証コードを基に、符号が生成をされることになります。

この符号は同一人であっても、例えば情報保有機関Aではa、情報保有機関Bではbというような形で、機関ごとに異なっております。

この符号を情報提供ネットワークシステム上で紐付け、各機関の保有する個人の情報がやりとりされます。

このように情報連携には符号を用いるため、マイナンバーは利用しません。

そのためのマイナンバーや符号が漏えいしたところで、芋づる式に情報が漏れないような仕組みとなっております。

続いて11ページです。

9月に改正されたマイナンバー法等の概要となっております。  
今般の新型コロナウイルス感染症対策の経験により、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化している中で、デジタル社会の基盤であるマイナンバーやマイナンバーカードについて利便性の向上等の観点から、マイナンバー法等が一部改正となりました。

続く12ページから15ページで、【改正のポイント】3、4、6について概要を説明したいと思います。

まず12ページを御覧ください。

マイナンバーカードの健康保険証利用についてです。令和3年10月から健康保険証としての利用が本格的に開始されておりますが、オンライン資格確認等のシステム導入により、従来の紙の保険証の代わりにマイナンバーカードで医療機関等の受診が可能となっております。

メリットとしましては、資格確認が確実に行われることや、医師や薬剤師が特定健診や薬剤情報を確認できるようになることなどがあります。

政府が提供しているマイナポータルを通じて簡単に自身の資格情報や保健医療を受けた記録が確認できるようになるため、領収書等の保管や提出をする必要はなく、簡単に医療費控除申請の手続きができます。

13ページですが、マイナンバーカードと健康保険証との一体化に向けた今回の法改正の内容となっております。

政府は、令和6年秋に健康保険証を廃止することを目指していることから、乳幼児のマイナンバーカードの交付手続きの見直しをするなど、マイナンバーカードの取得促進の徹底に向けて、マイナンバー法等の改正が行われております。

またオンライン資格確認を受けることができない方、一体化したマイナ保険証を持たないような方につきましては、必要な保険診療等が受けられるように、資格確認書の発行についても予定されているところです。

14ページになりますが、マイナンバーカードの普及利用促進に係る法改正になっております。

今回の審議事項にもありましたが、国外転出者について、国外転出後も引き続きマイナンバーカード及び公的個人認証を利用可能とするため、マイナンバー法等が令和元年に一部改正されております。

この一部改正に伴いまして、国外転出者の利便性を高めるため、

<p>○岡村会長</p> <p>○委員一同</p>	<p>国外転出者が帰国することなく、在外公館にて発行や更新の手続きを行うことができるようにするため、関係法令の一部を改正されました。</p> <p>また、図書館サービスにおける利用者の確認などの暗証番号の入力等を伴う電子利用証明を行わずに資格確認を行う方法の規定も整備をされております。</p> <p>15 ページを御覧ください。</p> <p>公金受取口座登録制度についてです。公金受取口座登録制度というのは、給付金などを受け取るための預貯金口座について1人につき1口座をあらかじめ登録する制度です。</p> <p>口座情報を登録することで、年金や児童手当などの給付金を申請する際、口座情報の記入や通帳の写しなどの提出が不要となります。また、給付金の迅速な支給が実現されることとなります。</p> <p>16 ページになりますが、今回の改正では、この交付金受取口座登録制度について、登録方法の拡充を図るため、行政機関の長等から、年金受給者等に給付口座情報等を、内閣総理大臣(デジタル庁)に提供する旨の事前の同意を得た上で、給付口座情報等も内閣総理大臣(デジタル庁)に提供する仕組みが作られました。</p> <p>以上でマイナンバー制度に関する事項報告を終わります。</p> <p>ただいまの事務局の説明について御質問御意見等ありますか。</p> <p>それでは、特段の意見はないものとして、事務局からの報告のとおり、引き続き本人確認情報の保護対策を進めていただくことでよろしいでしょうか。</p> <p>異議なし</p> <p>なお、マイナンバー制度に関しましては、住基ネットと密接に関連することから、今後も本審議会に対し、最新の情報提供をいただきますよう、引き続きよろしくお願ひします。</p> <p>以上で静岡県本人確認情報保護審議会の議事を終了いたします。</p> <p>県当局におかれましては引き続き安全安心な運用に努めていただき、県民に信頼されるシステムを構築するよう御尽力いただきたいと思います。</p>
---------------------------	---

<p><b>【閉会】</b> ○坂本課長</p>	<p>事務局から何か連絡事項はございますか。</p> <p>どうも御審議ありがとうございました。</p> <p>また本日は貴重な御意見をいただきまして、今後の施策の展開に生かしていきたいと考えております。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>
------------------------------	---